

※No欄の★は区民等の意見を反映して修正・追記したものの

No.	意見の概要	区の考え方
計画全体		
1	高齢者支援、子育て支援、障害者支援等、一般的な保健福祉計画などの中で当然に行われる事業が混在している。「男女共同参画」の行動計画なので、もっと女性・男性特有の困難に焦点を当てた事業計画を中心にすべき。 【他、同趣旨2件】	男女共同参画行動計画は、杉並区基本構想(10年ビジョン)が掲げる区の将来像「支えあい共につくる 安全で活力あるみどりの住宅都市 杉並」に向け、男女共同参画の視点からその実現をめざす計画です。すべての人が性別にかかわらず等しく認められ、かけがえのない存在として互いに尊重しあい、自分らしさを発揮して存分に活躍することができる社会づくりを目指すうえで、高齢者支援、子育て支援、障害者支援、教育等の様々な分野における事業は必要不可欠であると考えます。
2	各課題に「現状と課題解決の方向性」の項目がついているが、都の計画と比べると現状分析が甘いし、不十分である。	今回の計画案策定に際しては、区民意向調査、男女共同参画に関する意識と生活実態調査等の調査結果を詳細に分析し、現計画の進捗状況を踏まえ、課題を抽出したうえで計画案を策定いたしました。
3	「基本法」とあるが、何の基本法かわからない。「男女共同参画社会基本法」という正式名称を用いるべき。他の法律(例えば「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」など)についても、文中一回目に出たものには正式名称を記載すべきであり、二回目以降は略称(例えば「配偶者暴力防止法」、「女性活躍推進法」)でもよい。	ご指摘の趣旨は、P3の(3)「男女共同参画社会基本法(以下「基本法」という。)、(4)「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。))」、(5)「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「配偶者暴力防止法」という。))」にそれぞれ記載しております。
4	「男女共同参画に関する意識と生活実態調査」の報告書に掲載されたデータや表・グラフ等は「現状と課題」及びそれに基づく「目標設定」の根拠として非常に説得力があり、わかりやすい。これを、新しい行動計画全体の中でもっと活用すべきである。	ご指摘の趣旨については、各課題の「現状と課題解決の方向性」において適宜活用しております。また、計画案策定に際しては、調査結果を分析したうえで課題の抽出をする等、有効に活用しております。
5	計画の本編の後に、「参考資料」と、「用語解説」を加えてほしい。男女共同参画の分野にはまだ一般になじみのない用語も多いため、用語解説(本文中での解説も含め)は必須であると考えます。 【他、同趣旨1件】	ご指摘の趣旨については、本文中での補足のほか、必要に応じ、各事業の下部に用語解説をしております。
6	成果指標がすべて「感じる人の割合」「思う人の割合」で示されているのは気持ち悪い。具体的に数えられるもの、検証可能なものであるべき。 【他、同趣旨1件】	成果指標については、上位計画である杉並区総合計画の施策指標と整合性を取っております。また、「仕事と生活の調和が図られていると感じる人の割合」、「社会全体で男女平等になっていると思う人の割合」等、男女共同参画社会の実現に関する区民の意識や実感等についても成果指標として採用し、計画の進捗状況を評価・検証していくことは必要であると考えます。
第1章 計画改定にあたって		
2 計画の基本理念		
7	基本理念が抽象的且つ曖昧であり、男女共同参画の視点から区が何を目指しているのかわからない。 【他、同趣旨2件】	今回の改定で定めた基本理念「わたしらしく あなたらしく だれもが共に認め支えあい いきいきと輝けるまち すきなみ」については、従前の行動計画が掲げていた計画の副題(理解・信頼・支えあいの共同参画社会をめざして)の理念を継承し、「男女共同参画都市宣言」に込められた平等、多様性の尊重、活躍等の理念を集約・発展させ、すべての人が性別にかかわらず等しく認められ、かけがえのない存在として互いに尊重しあい、自分らしさを発揮して存分に活躍することができる社会づくりをめざして定めたものです。
7 国、都及び区の動き		
8	日本の男女共同参画の動きは、1975年の「国際婦人年世界会議」、1979年「女子差別撤廃条約」等から始まる国際社会の動きに連動する。その国際的背景について、「国、都及び区の動き」の部分で(またはその前に)説明を加えてほしい。 【他、同趣旨1件】	ご指摘の趣旨については、巻末に設ける資料編において、「男女共同参画に関する行政年表」を記載することにより、国際社会の動向についても説明いたします。
★ 9	男女共同参画における国と都、区の取り組みの現状と課題を説明し理解してもらうための重要な部分なので、もう少し工夫して、正確かつわかりやすい文章(レイアウトも含め)にしてほしい。	ご指摘を踏まえ、国の第4次計画に関する図を入れるなど、冊子にする際には、さらにわかりやすいレイアウトになるよう努めていきます。

No.	意見の概要	区の考え方
第3章 計画の内容		
目標2 あらゆる分野で一人ひとりが活躍できる社会づくり		
課題4 意思決定過程における男女共同参画の推進		
10	「女性登用の推進」の内容を具体的に示すべき。女性限定採用枠を設けるのか。	区役所においては、女性職員の活躍推進につながる研修の実施等を通じて、また、区内事業所においては、地域の実情に応じ、女性も活躍できる環境整備のための支援を行ってまいります。区において女性限定採用枠を導入する趣旨ではございません。
11	「女性管理職を増やす」とは結婚・出産した女性でも管理職になれる制度設計を行うということか。仕事か家庭かの二者択一で仕事を選んだ人しか管理職にできないという状況を変える計画なら、そう明記すべき。	女性職員の管理職への積極的な登用を図るため、出産・子育てをしながらキャリアを形成していけるよう両立支援に取り組むとともに、ワーク・ライフ・バランスを実現していくため、本計画及び「杉並区職員子育て支援・女性活躍推進行動計画」を着実に推進してまいります。
課題5 防災分野における男女共同参画の推進		
12	24「防災会議における男女共同参画の推進」について、「防災会議委員に女性の参画を促進します」とあるが、具体的な数字を出して欲しい。基本は男女比1:1だと考える。現在の防災会議委員の選考は役職ありきで構成されていると聞いた。その考えをやめ、地域の防災活動で活躍している女性にも委員として入ってもらったら良い。例えば女性消防団員や町会、自治会の女性役員なども適任である。	杉並区防災会議は、杉並区の地域に係る地域防災計画を作成し、その実施を推進することを目的として設置されたものです。東日本大震災以降、防災会議の学識経験者委員に女性2人を登用するなど、女性や高齢者、障害者といった災害時要配慮者の視点に配慮した防災対策の充実を図ってまいりました。今後、各代表の改選を機に、ご提案を参考に女性の参画を進めてまいります。
課題6 地域における男女共同参画の推進		
★13	地域活動の担い手が高齢者しか想定されていないが、若い人を育ててほしい。色々な世代が参加できる地域をつくるために、地域の中の男女差別的なことを減らすよう、区には頑張ってもらいたい。 【他、同趣旨1件】	地域活動の担い手を高齢者に限定する趣旨ではございませんが、ご指摘を踏まえ、「〇このような視点を踏まえ、男女がそれぞれのライフステージに応じて」を「〇このような視点を踏まえ、性別や年代を問わず、男女がそれぞれのライフステージに応じて」と修正します。
課題7 男女共同参画と人権尊重の意識づくり		
14	取組⑩「男女平等推進センター事業の推進」について、重点項目となっているが、センター主催の独自の啓発事業をしてほしい。 【他、同趣旨1件】	区の主催事業としては、男女平等推進センター講座を団体との協働による取組として実施しております。今後とも様々な分野の講座を実施してまいります。
15	35「男女平等推進センターにおける情報・資料提供の充実」について、図書館のように蔵書をパソコンで検索できるようにしてほしい。 【他、同趣旨1件】	男女平等推進センター図書コーナーの電子化等については、現状では困難ですが、引き続き、利用者が検索しやすい方法を検討してまいります。
16	男女平等推進センター利用者の増加及び活性化をめざすのであれば、中高生のアイデアを借りてセンターの活性化を一緒に考えていくとよいと思う。	男女平等推進センターの活性化に向けて、施設利用の促進及び事業内容の充実にも努めるとともに、ゆう杉並という複合施設の利点を生かし、若い世代にも意見を求めながら、男女共同参画社会の理解促進に努めてまいります。
17	36「相談事業の充実」については、ぜひ相談しやすい体制を整えてほしい。「専門の相談員」については相談しやすい、話しやすい人の配置を希望する。	一般相談については、必要な資格を有した専門の相談員により実施しており、定期的な研修等を通じて対応の向上を図っておりますが、今後とも相談しやすい体制の整備に努めてまいります。
18	37「教職員に対する人権教育研修」について、人権に関する授業案を収集し、教員が授業を行う際の参考にできるような資料コーナー的なところを作るとよいのではないかと。男女平等推進センターの図書室にそのようなコーナーがあると、センターの活性化にもつながる。	男女平等推進センター内の情報・資料コーナー運営に際して、今後の参考とさせていただきます。
19	37「教職員に対する人権教育研修」について、区立小中学校の教員に対してジェンダーフリー教育を徹底してほしい。また、生徒にジェンダーフリー教育が実施されているか検証してほしい。	全ての区立小・中学校においては、学習指導要領に基づき、教育活動全体を通じた男女平等教育が実施できるよう、全体計画・年間指導計画を作成し、適時・適正な人権教育を実施しております。人権教育研修についても、教職員が適正な男女平等観に立った教育を推進するため、今後も各学校において児童・生徒の実態に応じた内容や方法の工夫・改善を実施してまいります。

No.	意見の概要	区の考え方
20	38「家庭教育支援」について、啓発活動の推進が掲げられているが、啓発だけではどうにもならない現状をどのように考えているのか。低賃金で長時間労働に追われる親に対し、さらに個人の努力を求めるような啓発活動は、親を追いつめるだけであるし、そのような状況を見ている若い人たちが子育てにも結婚にも希望を持ってなくなっている現状もある。これ以上、苦しい人たちが増えないように、十分に配慮しながら進めてほしい。	ご意見については、今後の参考とさせていただきます。
目標3 すべての人が尊重され、安心して生活できる地域づくり		
課題8 配偶者等暴力の防止と被害者支援の充実		
21	40「若年層に対する暴力防止教育の推進」について、若年層に対する意識啓発は重要。小学生でもデートをする子が一定数いるので、せめて中学生から始めてほしい。デートDVも含めて、他人に対する暴力的なかかわりを防止するという視点での教育であれば、小学生から可能である。	平成28年度及び29年度には、区内都立高校の生徒を対象にデートDV防止講座を実施いたしました。引き続き、若年層に対する暴力防止の啓発に取り組む中で、発達段階に応じた啓発活動についても検討してまいります。
計画のさらなる推進のために		
22	70「男女共同参画推進区民懇談会の充実」について、男女共同参画懇談会を単に「協議会」にするのではなく、「審議会」にしてほしい。	区では平成9年に行った「男女共同参画都市宣言」により、区の姿勢を明確にし、男女共同参画社会の実現に向けて関連する施策・事業の総合的な推進に努めてまいりましたが、審議会の設置については将来の課題と考えています。
23	73「関係機関・団体等との連携の強化」について、人材豊富な杉女連などと密な協力体制を実行すべき。	関係機関、民間団体、NPO、事業所、地域団体等、様々な団体と連携を強化し、取り組んでまいります。
その他		
24	「飲み会を禁止する」ことを計画に含めるべき。飲み会は、セクハラの温床、家庭生活との両立阻害、不公正な人事考査の原因。特に管理職と労働側が一緒にお酒を飲む慣習は撤廃すべき。代わりに「昼食会」をやればよい。	ご意見については、今後の参考とさせていただきます。
25	「男女共同参画に関する意識と生活実態調査」では、過去にはなかった「性的マイノリティ」に関する解説と質問があり、新しい課題として区民を啓発する重要な一歩となった。しかし、せっかくの調査結果が今回の行動計画案にはどこにも示されていない。	性的少数者に関する部分の調査結果は行動計画案には掲載しておりませんが、分析を重ねたうえで計画体系を構築するなど、調査結果は有効に活用しております。
26	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)について、現在、多くの自治体が「男女共同参画行動計画」にこの視点を取り入れており、杉並区の計画でも、この概念を紹介して区民を啓発するとともに、具体的施策に反映することを希望する。 【他、同趣旨1件】	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に対する健康と権利)については、1994年の国際人口開発会議で議論され行動計画に盛り込まれた考え方で、(1)人が次の世代を生き育てることができること(2)女性が妊娠と出産を安全に行えること(3)子どもが健康に生まれ育つこと(4)母体の健康を損ねる場合には出産を制限できること(5)病気に感染する恐れなしに性的関係を持つことの5つの内容を持つものと認識しております。
27	「杉並区男女共同参画推進区民懇談会」では、今回の行動計画策定に当たり、その内容を委員が知らされ意見を述べる会議は1回のみであった。委員の意見を聞く機会を増やし、必要に応じて専門部会の組織、当事者・関係者の招へい、関係部署の区職員との意見交換などを行い、検討を深めるべきではないか。 【他、同趣旨1件】	学識経験者や団体推薦、公募区民から構成される「杉並区男女共同参画推進区民懇談会」においては、本計画案の策定に関し、計画案策定の基礎となる男女共同参画に関する意識と生活実態調査の実施前、調査実施後、計画案の考え方、基本理念、目標、課題及び取組等を含む体系案策定時、事業内容案の策定時と、各進捗段階に応じ適宜懇談会を開催し、いただいた貴重なご意見を反映してまいりました。引き続き、様々な機会を捉え、多様なご意見をいただけるよう取り組んでまいります。

No.	意見の概要	区のお考え
28	今回の「策定のプロセス」には、パブコメ以外に一般区民がコミットする機会がない。 今回の計画案の区民説明会を開催してほしい。 【他、同趣旨1件】	区民説明会については開催の予定はございませんが、公式ホームページ、男女平等推進センター情報誌など様々な手段を通じて、計画内容についてご理解いただけるよう努めてまいります。
★ 29	今回の計画案作成に至った経過を記述してほしい。また、男女共同参画推進会議の組織メンバーと審議回数、テーマを明記してほしい。	ご指摘を踏まえ、巻末に設ける資料編において策定経過を掲載し、開催日及び審議内容等を記載いたします。 なお、男女共同参画推進会議の構成員については、計画案P5「6 男女共同参画施策推進体制」に記載しております。
30	「杉並区男女共同参画推進会議」はあるべき役割を果たしていない。28年度は1回も会議が開かれなかったと聞いた。推進会議の意識向上を強く求める。	「杉並区男女共同参画推進会議」は、杉並区における男女共同参画に関する総合的な施策を推進することを目的として設置されましたが、そのもとに設置された「杉並区男女共同参画推進会議幹事会」において推進会議から付議された男女共同参画施策について審議を重ねており、引き続き、区を挙げて男女共同参画施策を推進してまいります。
31	パブコメは12月1日～1月4日という年末の忙しい時期に設定され期間も短く、区民が計画内容をじっくりと検討するのは難しい。パブコメ期間の延長を希望する。	上位計画である実行計画や関連する他の計画の改定時期とも調整しながら、多くの方からご意見をいただける時期の設定等を考えます。